

「カズサホス」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「カズサホス」については平成18年7月4日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。カズサホスについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

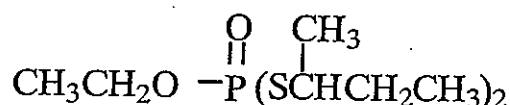
2. 品目の概要

カズサホス

本薬は、殺虫剤であり、平成18年7月現在、だいこん、にんにく、かんしょ等に農薬登録があり、食品中の残留基準が設定されている。今回新たに大豆、えだまめ、しそ等への適用の拡大が申請されている。

1991年にFAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、ADIが設定されるとともに、バナナ及びばれいしょに国際基準が設定されている。諸外国では、オーストラリア、スペイン、韓国等において登録されている。

なお、本薬については平成16年10月5日付け厚生労働省発食安第1005003号により食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、平成17年6月30日付け府食第649号により食品健康影響評価結果を受けている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「カズサホス」の食品中の残留基準設定について検討する。